

水道事業の官民連携



北海道大学公共政策大学院

特任教授 **眞柄 泰基**

Yasumoto Magara

水道事業を含めて公共事業への官民連携が積極的に進められようとしている。水道施設の整備が積極的に進められるようになったのは、1960年代中葉からであり、1980年代にはその普及率が90%に達し実質的には水道普及の時代から維持管理の時代に移行したのである。水道施設の資産価値は約32兆円で、約3兆円の水道料金収入を得、年間約150億m³の水道水を家庭用および事業所に供給している。その資産のうち、管路施設と浄水施設との比率は7対3である。しかし、約150億m³の水道水を供給している施設は、1970年代以前に建設された施設が給水能力の20%にも達し、さらに、毎年経年化した施設の占める割合が増加し続けるのである。

このような制約条件のなかにあって、国際的にもレベルの高い良質で快適な水道水を供給できるサービス水準を確保するための政策が展開されてきている。水道法の改正により、水道事業管理者の自己責任体制を強く求めたり、水道施設の性能基準化を図ったり、あるいは、第三者委託制度の推進を進めてきている。あるいは、水道経営の効率化を図るために省人化が進められることを想定して、運転管理に省人化が図られると共に、凝集沈殿急速濾過という一般的な浄水処理に比べ良質な水道水を供給できる膜濾過処理の実用化が進められている。しかし、このように政策が進められているにもかかわらず、経年管の更新や浄水施設の高度化・更新は遅々として進んでいない。

水道は、国民の日常生活ばかりでなく、社会活動に不可欠な社会インフラでもあり、水道事業のサービス水準の確保・向上は、水道界に課せられた責務であるとの認識から水道ビジョンが明らかにされた。また、水道ビジョンの遂行状況をより明確にするため、水道事業ガイドラインが規格化され、水道事業体のサービス水準を定量化出来るようになったのである。水道事業ガイドラインはISOにさだめる水道サービス規格の適用を受けるものであり、国内の水道事業に海外企業が参入する際に適用されるものでもある。

水道事業ガイドラインにより、各水道事業体のサービス水準が比較可能になることにより、水道利用者の意見や要望がより直裁的になり水道事業の適切な展開を求めるようになるであろう。その際に、必要な資金調達にかかるリスクの計量化にも、このガイドラインの持つ意義は高い。工業先進国の上下水道分野の資金調達は、民間資金によるものが潮流であり、さらには、水道事業に民間企業が直接参画することも同様である。これまでの地方自治体の水道事業管理者の自己責任から、民間からの参画者の自己責任体制が求められることになる。自己責任の範囲内で、地方自治体との契約を満たす範囲での性能を満たす合理的で効率的な施設を整備し、運用することが可能になるのである。例えば、UF/MFとNFによる大規模な浄水施設が整備され、シンプルで省人化されながら、これまでの高度浄水処理を備えた浄水施設より格段に良質な水道水が供給されている海外事例もある。これまでと違って約150年の実績しかない浄水処理とは全く異なった概念による浄水施設へと変わろうとしている。まさに、水道サービスを支える技術とそれに基づくビジネスモデルが大きく変わろうとしている。